

刊行の趣旨

『ソシオサイエンス』は、早稲田大学先端社会科学研究所（以下、研究所）が、その設立理念の推進を目的として、研究所構成員および早稲田大学社会科学総合学院（以下、学院）専任教員および、早稲田大学大学院社会科学研究科（以下、研究科）大学院生等の研究業績を選抜し、公刊する学術雑誌である。

先端社会科学研究所『ソシオサイエンス』投稿規定

- ① 投稿者は、研究所兼任研究所員、同研究員、同招聘研究員、同研究プロジェクトグループに属する助手、学院専任教員、学院助手、ならびに大学院生等（研究科に在籍する者一科目等履修生を除く、研究科修士課程修了後2年以内の者、研究科博士後期課程の単位を取得し退学後3年以内の者）、およびその他研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会）が特に認めた者とする。
- ② 投稿原稿は、論文または研究ノートに分類される。論文および研究ノートの定義は以下のとおりとする。
 - 論文・・・オリジナルな研究をまとめたもの。
 - 研究ノート・・・オリジナルな研究で、速報性・資料性・先見性を重視した比較的短いもの。①による投稿者のうち、大学院生等は論文のみ投稿を認める。投稿は未公表の研究にかぎり、投稿中または印刷中の原稿の投稿は認めない。
- ③ 論文、研究ノート題目に、連載を想定した(1)などの番号の記載は認めない。
- ④ 論文の投稿原稿は、題目・副題・執筆者名・アブストラクト・本文（図表等を含む）・注釈・引用文献等を含め、原則として刷り上り16ページ以内とする。研究ノートについては、同様の要領で原則として刷り上り8ページ以内とする。
- ⑤ 執筆要領・原稿の書式・提出原稿の形態等については、研究所および研究科のホームページに明示する。
- ⑥ 投稿原稿は日本語もしくは英語に限る。
- ⑦ 原稿提出に際して以下の書類を添付すること。投稿連絡票、投稿原稿の電子化および公開に関する確認書、研究倫理に関する宣誓。大学院生等の場合、指導教員による所見書も合わせて提出すること。
- ⑧ 投稿受付期間および刊行の日程については、研究所および研究科のホームページ・掲示等により通知する。
- ⑨ 投稿原稿は別途定めるレビュープロセス規程にしたがって行われるピアレビューを経て編集委員会が掲載の可否を決定する。
- ⑩ 『ソシオサイエンス』に掲載される論文、研究ノート等の著作権は著作者に帰属する。ただし、著作者は論文、研究ノート等を投稿した時点で、その公表時期を編集委員会に委ねることに同意したものとする。
- ⑪ 研究所は、投稿された論文、研究ノート等を利用する場合には、著作者の許諾を得なければならない。
- ⑫ 研究所は、『ソシオサイエンス』の各号を研究所もしくは研究所が委託する機関等において電子化により公開する場合には、著作者の許諾を得なければならない。
- ⑬ 研究所に投稿された論文、研究ノート等が第三者の著作権およびその他の権利を侵害した場合は、その一切の責任は著作者自身が負うものとする。

附則

本規定は1995年3月17日より施行する。

附則

本規定は2000年6月15日より施行する。

附則

本規定は2002年5月23日より施行する。

附則

本規定は2003年2月13日より施行する。

附則

本規定は2005年7月14日より施行する。

附則

本規定は2007年2月1日より施行する。

附則

本規定は2012年2月9日より施行する。

附則

本規定は2015年6月4日より施行する。

附則

本規定は2016年9月21日より施行する。

附則

本規定は2017年2月2日より施行する。